

第2 ガス漏れ火災警報設備

令第21条の2並びに規則第24条の2の2、第24条の2の3及び第24条の2の4の規定によるほか、次によること。

1 受信機

規則第24条の2の3第1項第3号及び第2項並びに規則第24条の2の4第3号の規定によるほか、次によること。

(1) 常用電源

ア 交流電源

第1 自動火災報知設備1(1)アを準用すること。

イ 蓄電池設備

第1 自動火災報知設備1(1)イを準用すること。

(2) 非常電源

第6節第1 非常電源によるほか、受信機の予備電源が非常電源の容量を超える場合は、非常電源を省略することができる。

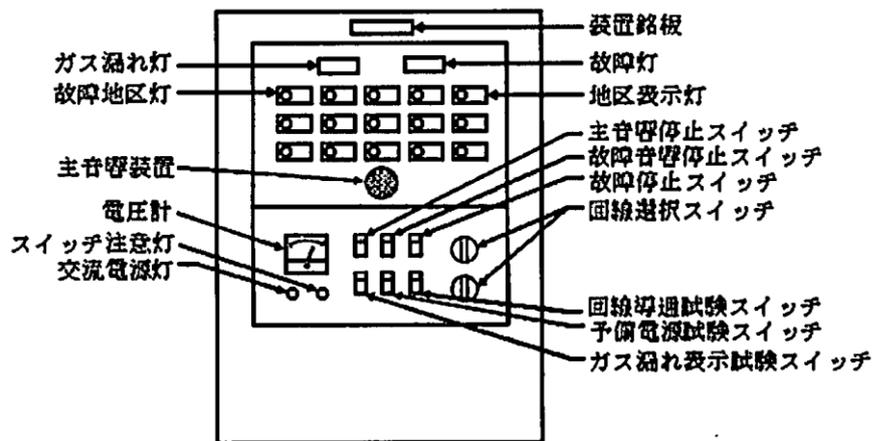
(3) 設置場所

第1 自動火災報知設備1(4)アからキを準用するほか、受信機は放送設備の操作部又は遠隔操作器と併設すること。(音声警報装置を省略する場合に限る。)

(4) 機器

第1 自動火災報知設備1(5)を準用すること。

《G型受信機の例図》



第2-1図

2 警戒区域

令第21条の2第2項第1号及び第2号並びに規則第24条の2の2第4項及び第5項の規定によるほか、次によること。

(1) 2以上の独立した防火対象物にまたがらないこと。

第2章第3節 第2 ガス漏れ火災警報設備

(2) 受信機の表示窓には、警戒区域の名称等が適正に記入されているか、火災時に名称等が適正に表示されるものであること。

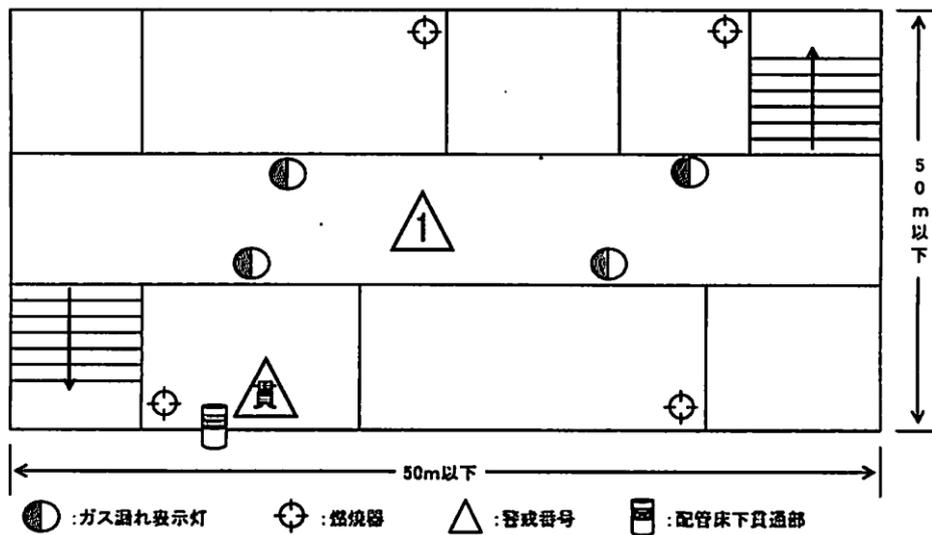
(3) 警戒区域を設定する場合は、次によること。

ア 一の警戒区域の1辺の長さを概ね50m以下とすること。なお、当該警戒区域内に2以上の検知区域が分散してある場合についても一の警戒区域として設定することができる。(第2-2図参照)

イ 天井裏及び床下に設ける検知区域に係る警戒区域は、他の警戒区域と区別すること。

ウ 警戒区域の境界線は、検知区域のある室(天井裏及び床下の部分を含む。)の壁等(間仕切り及び天井から突き出したはりを含む。)とすること。(第2-3図参照)

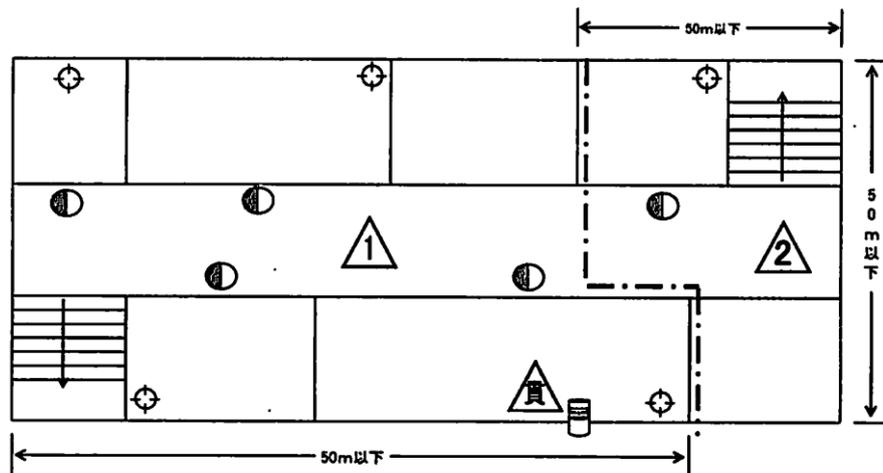
《警戒区域を1とする場合(床面積600㎡以下)》



第2-2図

※ 警戒区域内の通路中央からガス漏れ表示灯を容易に見通すことができる場合は、警戒区域の面積を1,000㎡以下とすることができる。

《警戒区域を分割する場合》



第2-3図

第2章第3節 第2 ガス漏れ火災警報設備

※ 第2-3図の例で床面積が1,200㎡ある場合 警戒番号  を1,000㎡ 警戒番号  を200㎡として分割することもできる。

エ 警戒区域は、防火対象物の2以上の階に渡らないものとする。ただし、次による場合は、この限りでない。

(ア) エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類するもの。

(イ) 規則第24条の2の2第4項による場合は、検知区域のある2の室同士が直接内階段等により接続されること。

3 検知器

検知器（分離型検知器にあつては検知部という。）は、次によること。

(1) 常用電源

ア 交流電源

(ア) 受信機及び中継器から電源の供給を受ける検知器

第1 自動火災報知設備1(1)ア(オ)を除く。)を準用すること。

(イ) 受信機及び中継器から電源の供給を受けない検知器

第1 自動火災報知設備1(1)ア(ウ)を除く。)を準用するほか、次によること。

a 定格電圧が、150Vを超える検知器の金属製外箱は、接地工事を施すこと。

b 回路の分岐点から3m以下の箇所に、各極を同時に開閉できる開閉器及び最大負荷電源の1.5倍（3アンペア未満の場合は3アンペアとする。）以上の電流で作動する過電流遮断器（定格遮断電流20アンペア以下のものであること。）が設けてあること。

イ 蓄電池設備

第1 自動火災報知設備1(1)イを準用すること。

(2) 非常電源

第6節第1 非常電源によるほか、受信機の子備電源が非常電源の容量を超える場合は、非常電源を省略することができる。

(3) 設置方法

ア 共通事項

規則第24条の2の3第1項第1号イ(イ)及びロ(イ)に規定される水平距離の算定は、次に定める距離によること。

(ア) ガス燃焼機器は、バーナー部分の中心からの距離

(イ) ガス栓は、当該ガス栓の中心からの距離

(ウ) 貫通部は、外壁の室内に面するガス配管の中心からの距離

イ 軽ガスに対する設置方法

(ア) 検知器の設置場所

検知器は、規則24条の2の3第1項第1号イ(ロ)を除く。)の規定によるほか、

第2章第3節 第2 ガス漏れ火災警報設備

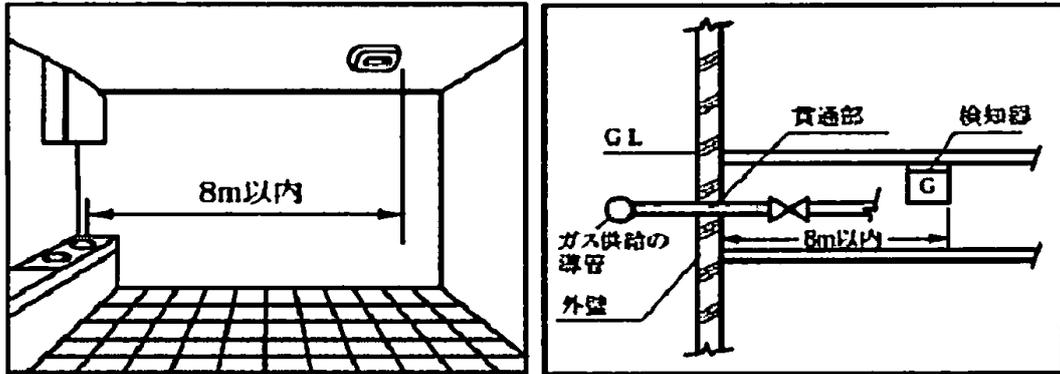
その他壁面貫通部等でガスが漏洩するおそれがある場合は、その部分にも設けること。

(イ) 燃焼器又は貫通部に係る検知器の設置方法

- a 燃焼器又は貫通部から水平距離が8 m以内のガス漏れを最も有効に検知することができ、かつ、廃ガスの影響の少ない位置に検知器を設けること。

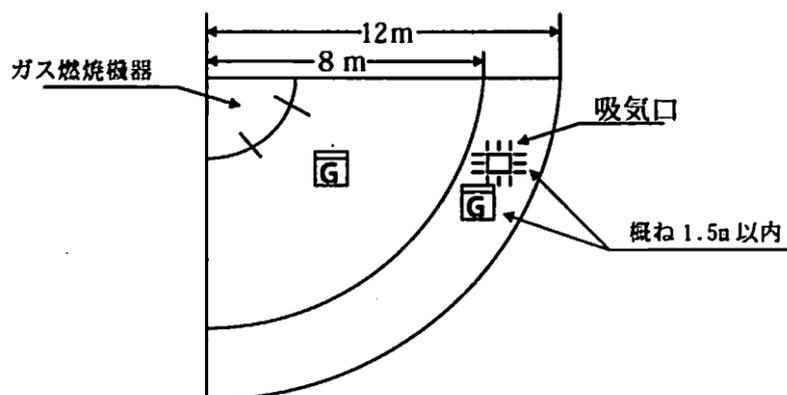
(第2-4図参照)

《燃焼器又は貫通部からの水平距離》

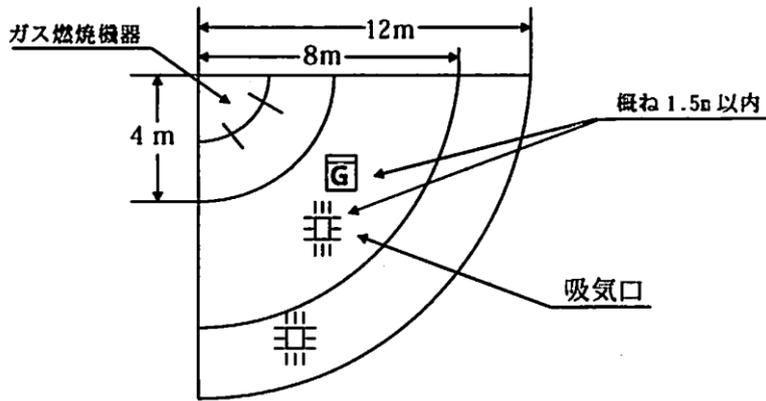


第2-4図

- b 燃焼器又は貫通部から水平距離12 m以内（廃ガスの影響を受けやすい水平距離4 m以内を除く。）で天井面から0.6 m未満の位置に吸気口がある場合は、前aにより検知器を設けるほか、燃焼器又は貫通部から最も近い吸気口付近（吸気口から概ね1.5 m以内の場所）に検知器を設けること。（第2-5図参照）ただし、最も近い吸気口が燃焼器又は貫通部から水平距離4 mを超え8 m以内であり、当該吸気口付近に検知器を設けた場合は、前aに設ける検知器を省略することができる。（第2-6図参照）



第2-5図



第2-6図

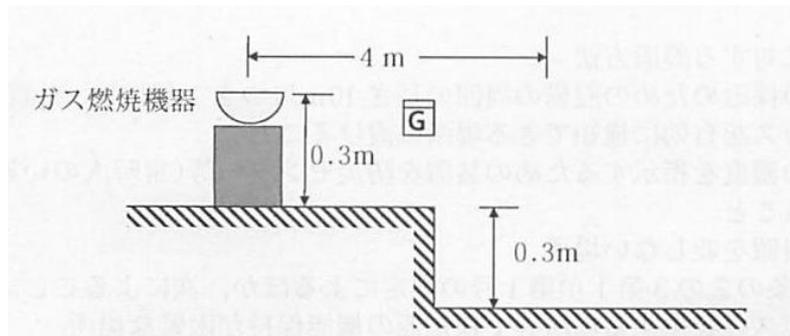
ウ 重ガスに対する設置方法

(ア) 検知器の設置場所

検知器は、規則第24条の2の3第1項第1号ロ（ロ）を除く）の規定によるほか、その他壁面貫通部等でガスが漏洩するおそれがある場合は、その部分に設けること。

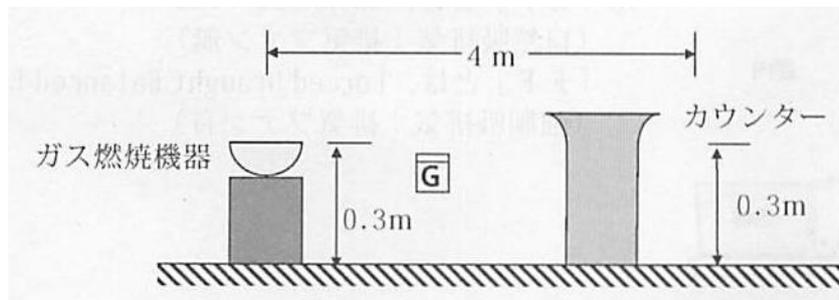
(イ) 検知器の設置方法

床面に段差がある場合、燃焼器又は貫通部の設けられている側に検知器を設けること。（第2-7図参照）



第2-7図

(ウ) 燃焼器又は貫通部から水平距離4m以内に床面から0.3mを超えるカウンター等がある場合、検知器は燃焼器又は貫通部の側に設けること。（第2-8図参照）



第2-8図

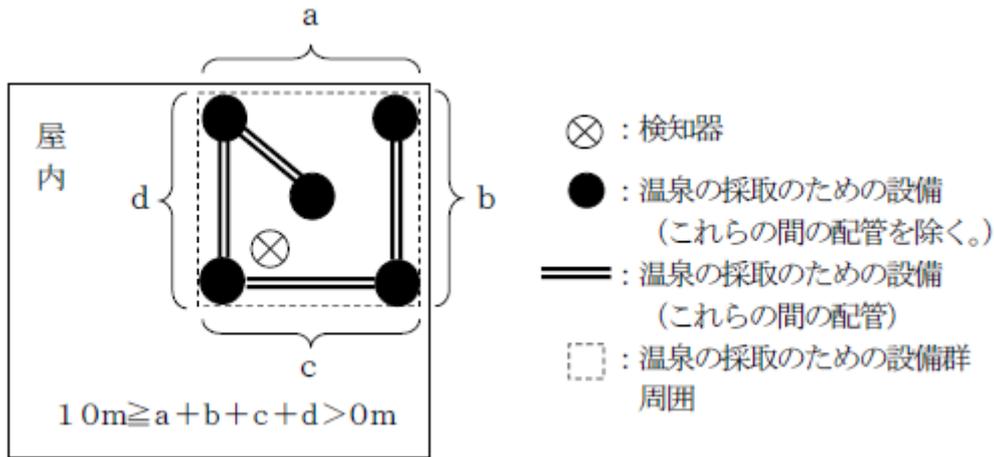
(4) 温泉の採取のための設備に設ける検知器は、次によること。

ア 軽ガスに対する設置方法

第2章第3節 第2 ガス漏れ火災警報設備

- (ア) 温泉の採取のための設備の周囲の長さ10mにつき1個以上、当該設備の付近でガスを有効に検知できる場所（天井面等が0.6m以上突き出したはり等によって区画されている場合は、当該はり等より設備側）に設けること。（第2-9図参照）
- (イ) 温泉の採取のための設備が使用される室の天井面等の付近（天井面から0.6m未満の位置）に吸気口がある場合には、当該温泉の採取のための設備との間の天井面等が0.6m以上突き出したはり等によって区画されていない吸気口のうち、温泉の採取のための設備に最も近いものの付近（吸気口から概ね1.5m以内の場所）に設けること。
- (ウ) ガスの濃度を指示するための装置を防災センター等（常時人のいる場所）に設けること。

《温泉採取設備の周囲の長さの測り方の例図》



第2-9図

イ 重ガスに対する設置方法

- (ア) 温泉の採取のための設備の周囲の長さ10mにつき1個以上、当該設備の付近でガスを有効に検知できる場所に設けること。（第2-9図参照）
- (イ) ガスの濃度を指示するための装置を防災センター等（常時人のいる場所）に設けること。

ウ 用語例

温泉の採取のための設備とは、規則第24条の2の2第3項に規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管（可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。）をいう。

なお、ガス分離設備については、その名称にかかわらず貯湯タンクなど一定量のガスを分離しているものも含まれる。また、「可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所」とは、温泉の採取のための設備が設けられた室が2面以上開放されている場合をいう。

(5) 検知器の設置を要しない場所

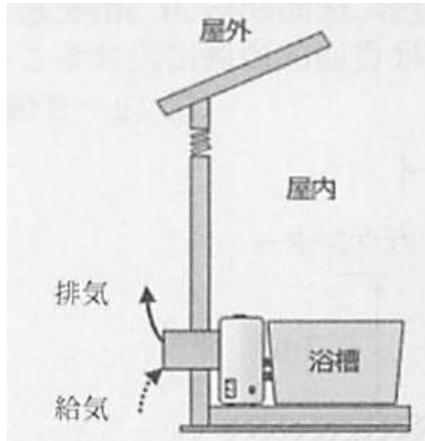
規則第24条の2の3第1項第1号の規定によるほか、次によること。

第2章第3節 第2 ガス漏れ火災警報設備

ア 腐食性ガスの発生する場所等で検知器の機能保持が困難な場所

イ 空気吸入口が屋外に面している密閉式バーナー（BF式及びFF式）を有するガス燃焼機器（当該機器が接続されるガス栓を含む。）のある場所（第2-10図参照）

《空気吸入口が屋外に面している場合の例》



「BF」とは、Balanced Flue

（自然吸排気：排気ファン無）

「FF」とは、Forced Draught Balanced Flue

（強制吸排気：排気ファン有）

第2-10図

ウ カートリッジ式ガスボンベを内蔵するガス燃焼機器のある場所

(6) 機器

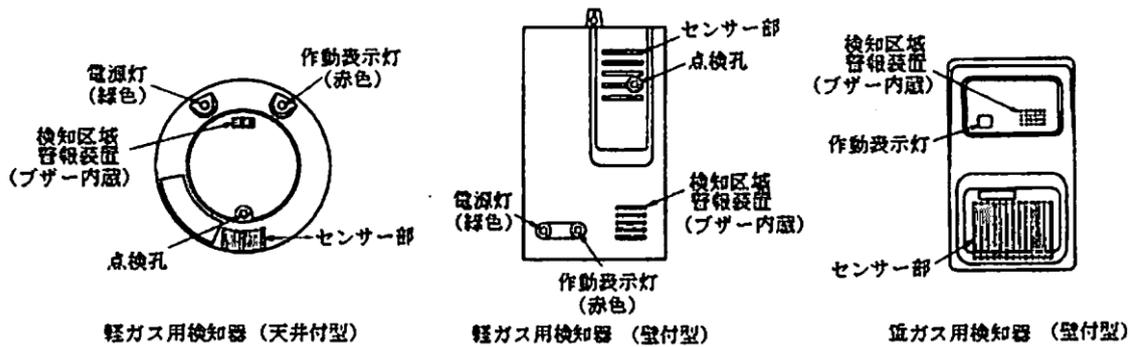
検知器の構造及び性能については、昭和56年6月20日付け消防庁告示第2号「ガス漏れ検知器並びに液化石油ガスを検知対象とするガス漏れ火災警報設備に使用する中継器及び受信機の基準」に適合したものとすること。また、液化石油ガスを対象とする検知器は高圧ガス保安協会の行う検定に、その他のガスを対象とする検知器は、一般財団法人日本ガス機器検査協会の行う検査に、それぞれ合格したものであること。

（第2-1表、第2-11図参照）

第2-1表

機 器	対 象 ガ ス	検 定 ・ 検 査 機 関	マ ー ク
検 知 器	都 市 ガ ス	(財)日本ガス機器 検 査 協 会	
	液 化 石 油 ガ ス	高 圧 ガ ス 保 安 協 会	

《各種検知器凡例図》



第2-11図

4 中継器

中継器は規則第24条の2の3第1項第2号及び第2項並びに規則第24条の2の4第2号の規定によるほか、次によること。

(1) 常用電源

ア 交流電源

(ア) 受信機及び検知器から電源の供給を受ける中継器

第1 自動火災報知設備1(1)ア(オ)を除く。)を準用すること。

(イ) 受信機及び検知器から電源の供給を受けない中継器

第1 自動火災報知設備1(1)ア(ウ)を除く。)を準用すること。

イ 蓄電池設備

第1 自動火災報知設備1(1)イを準用すること。

(2) 非常電源

第6節第1 非常電源によるほか、受信機の予備電源が非常電源の容量を超える場合は、非常電源を省略することができる。

(3) 設置方法

第1 自動火災報知設備4(4)を準用すること。なお、検知器にアドレスを付加するために検知器上部に取り付けられるもの及びガス漏れ表示灯の機能を附したのものについては、防火上の措置は要しないものとする。

(4) 機器

検定品であること。

5 警報装置

規則第24条の2の3第1項第4号の規定によるほか、次によること。

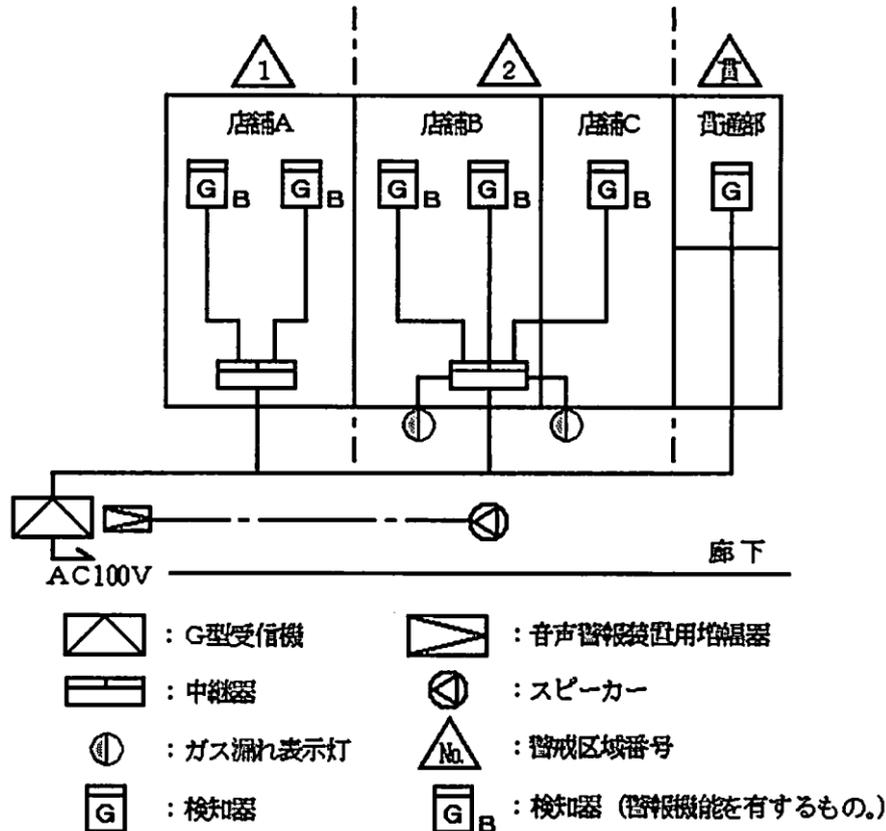
(1) 音声警報装置

第5 非常警報設備1を準用すること。なお、音圧にあつては、任意の場所で65dB以上の音圧を確保し、他の騒音が発生することが事前に把握できる場所にあつては、その騒音より概ね6デシベル以上大きい音圧が確保できること。☆

(2) ガス漏れ表示灯

ガス漏れ表示灯は、検知器の作動と連動するほか、次に適合すること。

ア 一の警戒区域が2以上の室からなる場合又は天井裏若しくは床下を警戒する場合、検知区域のある室ごとの主たる出入口付近（天井裏又は床下の部分にあつては点検口付近）にガス漏れ表示灯を設けること。（第2-12図参照）



第2-12図

イ ガス漏れ表示灯の設置位置は、床面から4.5m以下とすること。

ウ ガス漏れ表示灯の直近には、ガス漏れ表示灯である旨を表示すること。

(3) 検知区域警報装置

検知区域警報装置は、検知器の作動と連動するほか、次に適合すること。

ア 検知区域警報装置は、検知区域内に設けること。

イ 機械室その他常時人のいない場所で一の警戒区域が2以上の検知区域から構成される場合又は天井裏若しくは床下の部分の検知区域にあつては、当該検知区域ごとに検知区域警報装置を設けること。

ウ 検知区域警報装置の直近には、検知区域警報装置である旨を表示すること。ただし、検知器に警報機能を有する場合は、この限りでない。

エ 警報音は、他の騒音等と明らかに区別すること。

6 配線及び工事方法

第1 自動火災報知設備10を準用するほか、検知器の電源の供給までは、次による場合

第2章第3節 第2 ガス漏れ火災警報設備

を除きコンセントを使用しないものであること。

- (1) 検知器の電源の供給停止が受信機で確認できるものであること。
- (2) コンセントは、引き掛け型コンセント等の容易に離脱しない構造のものであること。
- (3) コンセントは、検知器専用のものであること。

7 特例適用の運用基準

ガス燃焼機器のうち、次に掲げるガス燃焼機器のみを使用している場所については、令第32条の規定を適用し、ガス漏れ火災警報設備を設置しないことができる。

- (1) カートリッジ式ガスボンベを内蔵するガス燃焼機器
- (2) 空気取入れ口が屋内に面していない密閉式バーナーを有するガス燃焼機器